

平成 31 年 4 月 24 日

土地・建設産業局不動産課

**「不動産ビジョン 2030」をおよそ四半世紀ぶりに策定**

～令和時代の『不動産最適活用』に向けて、これからの不動産のあり方を提言～

社会資本整備審議会産業分科会不動産部会では、不動産業に携わるすべてのプレイヤーが不動産業の持続的な発展を確保するための官民共通の指針を、およそ四半世紀ぶりに「不動産ビジョン 2030～令和時代の『不動産最適活用』に向けて～」としてとりまとめました。

**(ビジョン策定にあたっての基本的な考え方)**

- 不動産業は、我が国の豊かな国民生活、経済成長等を支える重要な基幹産業であり、人口減少、AI・IoT等の進展など社会経済情勢の急速な変化が見込まれる次の10年においても、引き続き、成長産業としての発展が期待されます。
- そのためには、不動産業に携わるすべてのプレイヤーが不動産業のあるべき将来像や目標を認識し、官民一体となり必要な取組を推進することが不可欠です。
- 平成の時代から令和の時代を迎えつつあるこの機をとらえ、次なる時代における不動産業の発展を確保するための官民共通の指針として、およそ四半世紀ぶりに本ビジョンを策定するものです。

**(ビジョンの主な概要)**

- 2030年頃までの間に想定される社会経済情勢の変化として、「少子高齢化・人口減少の進展」、「空き家・空き地等の遊休不動産の増加・既存ストックの老朽化」、「新技術の活用・浸透」など9項目を掲げています。
- 不動産業の将来像を、「豊かな住生活を支える産業」、「我が国の持続的成長を支える産業」、「人々の交流の「場」を支える産業」と位置付けた上で、その実現に向け官民が共通で認識すべき目標として「「ストック型社会」の実現」、「安全・安心な不動産取引の実現」、「多様なライフスタイル・地方創生の実現」など7項目を掲げています。
- 官民共通の目標を実現する上での「民」の役割として、「信頼産業としての一層の深化」、「他業種や行政との連携・協働を通じた“トータルサービス”の提供」など4項目を位置付けた上で、業態ごと（開発・分譲、流通、管理、賃貸、不動産投資・運用）にその役割を整理しています。
- 官民共通の目標を実現する上での「官」の役割として、「市場環境整備」、「社会ニーズの変化を踏まえた不動産政策の展開」、「不動産業に対する適切な指導・監督」の3項目を位置付けた上で、2030年に向けて重点的に検討を要する、10の政策分野にわたる課題を整理しています。

「社会資本整備審議会産業分科会不動産部会」の資料等は、下記 URL より参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s203\\_hudousan01.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s203_hudousan01.html)

<問い合わせ先>

国土交通省土地・建設産業局不動産課 飯沼、深田、井出

TEL: 03-5253-8111(内線 25-126、内線 25-118)、FAX: 03-5253-1557